

ロシアによるウクライナへの侵略を非難する決議

令和4年2月24日、ロシアが本格的なウクライナへの侵略を開始し、現在も止むことなく続いている。この侵略は、ウクライナの主権及び領土の一体性を著しく侵害するもので、また武力の行使を禁ずる国際法の深刻な違反であると同時に国連憲章の重大な違反である。

いかなる国であろうとも、力による一方的な現状変更は断じて認められない。ロシアの侵略は、欧州だけではなくアジアを含む国際社会の秩序の根幹を揺るがす極めて深刻な事態であり、我が国の安全保障の観点からも決して看過できない。

さらにウクライナの無辜の民の生命、財産及び自由が失われていることに深い悲しみと強い怒りを覚える。

和泉市議会としても、この暴挙を強く非難するとともにロシアに対して、国際法を遵守し、即時に攻撃を停止し、軍をウクライナより撤収するよう強く求める。

以上、決議する。

令和4年3月25日

大阪府和泉市議会